

### 3 青森県洋上風力ゾーニングマップの解説

#### (1) ゾーニング対象海域の選定

##### ア 海域の定義

本県の海域は、日本海、津軽海峡、陸奥湾、太平洋の4海域に大別され、風況はもとより、水深・波浪・底質・海産資源などの自然条件や、漁業やその他の産業の状況も海域によって差異が大きく、多様性に富んでいる。

よって、ゾーニングの実施に当たっては、まず海域を限定せず4海域全てを対象として概略検討を実施し、様々な観点から比較し詳細検討の対象とすべき海域（選定海域）を2箇所程度選定したのち、その選定海域について詳細検討を行ってゾーニングを実施するという2段階の検討を行った。対象海域の検討に当たり、本県の周辺海域領海を4つに分け、以下のとおり定義した。

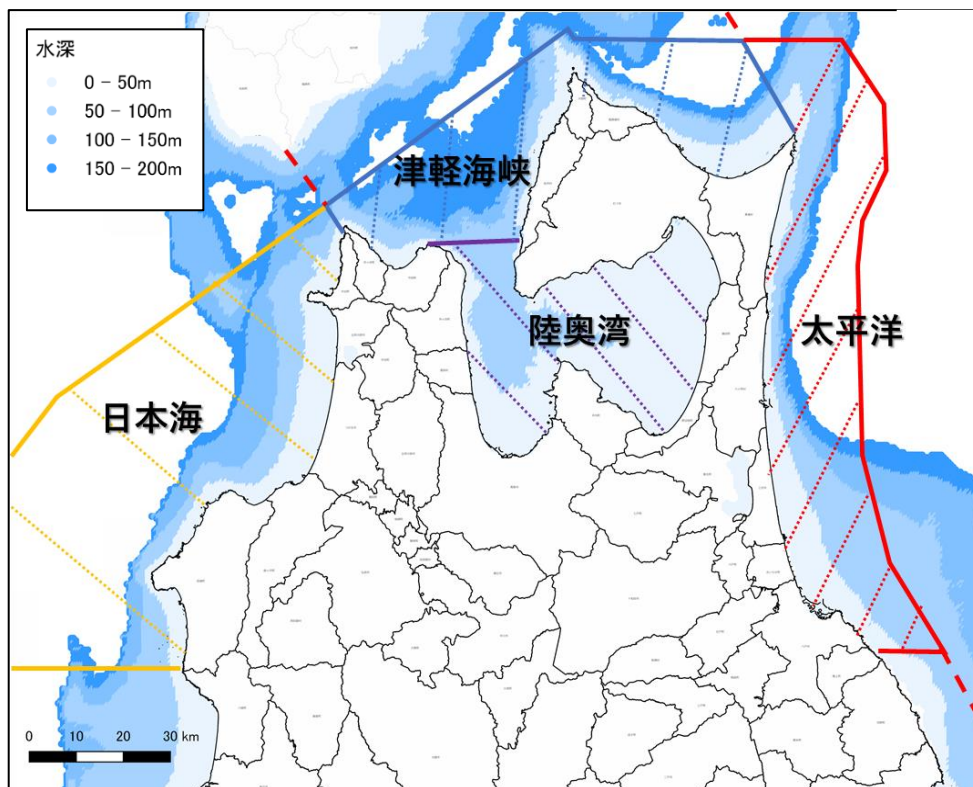


図 3.(1).1 各海域範囲（国土地理院地図を加工）

海域名	定める範囲	参 考
日本海	龍飛埼と白神岬を結ぶ線から、本県と秋田県の境界線が海岸線と交わる点から270°に引いた線までの本州側領海の範囲	
津軽海峡	尻屋埼と恵山岬の間を東口、龍飛埼と白神岬の間を西口とする海域の本州側領海の範囲で陸奥湾を除く範囲	海上保安庁 Web ページ <sup>注1, 2</sup> 第一管区海上保安本部 Web ページ <sup>注3</sup>
陸奥湾	佐井村焼山埼と今別町高野埼を結ぶ線と陸岸に囲まれた範囲	青森海上保安部への照会による
太平洋	尻屋埼と恵山岬を結ぶ線から本県と岩手県の境界線が海岸線と交わる点から90°に引いた線までの本州側領海の範囲	

注1 特定海域

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/tokutei/tokutei.html>

注2 日本の領海等概念図

[http://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/ryokai\\_setsuzoku.html](http://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/ryokai_setsuzoku.html)

注3 北海道周辺の海峡と水道

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/soudan/kaikyoo.html>

## イ 海域の選定条件の設定

ゾーニングは洋上風力発電の導入可能性があるエリアを示すものであることから、海域の絞り込みに当たっては、よりゾーニングの効果が見込まれる海域を選定することとした。

については、風力発電設備の設置に当たり制約が多い海域を除くこととし、以下のような評価項目を設定・検討した。

### 【社会的条件】

- ・自然公園区域：青森県沿岸及び洋上の自然公園区域について検討した。（環境省：環境アセスメントデータベース（以下、EADAS））
- ・船舶通航量：航路について各海域を航行する船舶自動識別装置（AIS）を設置する船舶の出現頻度について検討した。（海洋台帳、船舶通航量）  
船舶について各海域で操業する漁船等の船舶の登録隻数について検討した。（青森県農林水産部水産局水産振興課）
- ・防衛関連施設：自衛隊施設及び在日米軍関連施設の有無について検討した。（環境省：EADAS、新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）：NeoWins）
- ・国際海峡：多国籍の船舶が多数航行する国際海峡について検討した。（海洋台帳、船舶通航量）

### 【自然的条件】

- ・風況：高度 100m における年間平均風速を検討し、既存の報告書等<sup>注1</sup>を参照し、洋上風力発電での事業性が見込めるとされる風速 6.5m/s 以上の領域について検討した。（NEDO：NeoWins）
- ・水深：風力発電設備の施工や運用に影響する水深について、既存の報告書等<sup>注1</sup>を参照し、洋上風力発電での事業性が見込めるとされる水深は 200m 以浅とした。（NEDO：NeoWins）
- ・平均有義波高：東京電力(株)作成の資料<sup>注2</sup>によると、波高が 1.0 m 以下でないと経験的に風車へのアクセスはできないとしていることから、風力発電設備の施工や運用に影響する波高について、作業船の出航が可能な有義波高は 1.0m 以下とした。（NEDO：NeoWins）
- ・鳥類の渡りルート：渡り鳥のルートの有無及びその頻度について検討した。（環境省：EADAS）

注 1：環境省，平成 22 年度 再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査報告書\_第 4 章，株式会社エックスら，平成 23 年 3 月

注 2：NEDO 事業，千葉県銚子沖での洋上風力実証研究\_第 2 回千葉県再生可能エネルギー導入可能性研究会，平成 26 年 9 月 5 日

ウ 各海域条件

各海域の社会的条件及び自然的条件について検討したところ、以下のとおりであった。

表 3.(1).1 各海域条件の概況

海域名	社会的条件	自然的条件
日本海	米軍車力通信所に係る飛行禁止区域の存在という制約条件があるが、海域全体に広がるものではない。	4 海域の中で最も恵まれた風況を有し、水深 200m 以浅の地域も広く、事業性が見込まれる。
津軽海峡	国際海峡周辺であることから航行する船舶及び漁船の隻数が非常に多いという制約条件がある。	恵まれた風況及び年平均有義波高が概ね低いという条件があるものの、水深が沿岸部より近い距離で深くなっている。また、津軽海峡全域が渡り鳥の渡りルートとなっている。
陸奥湾	自衛隊関連施設、自然公園及び船舶量が多い等の制約条件はあるものの、海域全体に広がるものではない。	一部で海ワシ・コクガンが確認されるが、湾中央部の風況は良好であり、沿岸部についても風況が良好な地点がある。また、湾内全域で水深が 50m 程度であること、かつ、平均有義波高が極めて低いことから、施工や運用管理の容易さ及び安全性も含めた事業性が見込まれる。
太平洋	自衛隊関連施設及び米軍関連施設が広域にわたっており、制約条件が存在する地域が広大である。	南部が 200m 以浅の地域が広いものの、北部では水深が沿岸部より近い距離で深くなっている。また、沿岸部の風況は他海域に比べ弱い。

## エ 海域の決定

青森県周辺の4海域（日本海、津軽海峡、陸奥湾、及び太平洋）のうち、ゾーニングマップを作成する2海域については、自衛隊施設及び米軍施設、船舶通航量といった社会的条件に加え、風況、水深といった自然的条件を検討した結果、**日本海及び陸奥湾**とした。

なお、着床式洋上風力発電設備が水深50m以浅、浮体式洋上風力発電設備が水深50～200mの海域に設置可能とされていることから、当該海域のうち、水深200m以浅の海域をゾーニング対象エリアとして決定した。

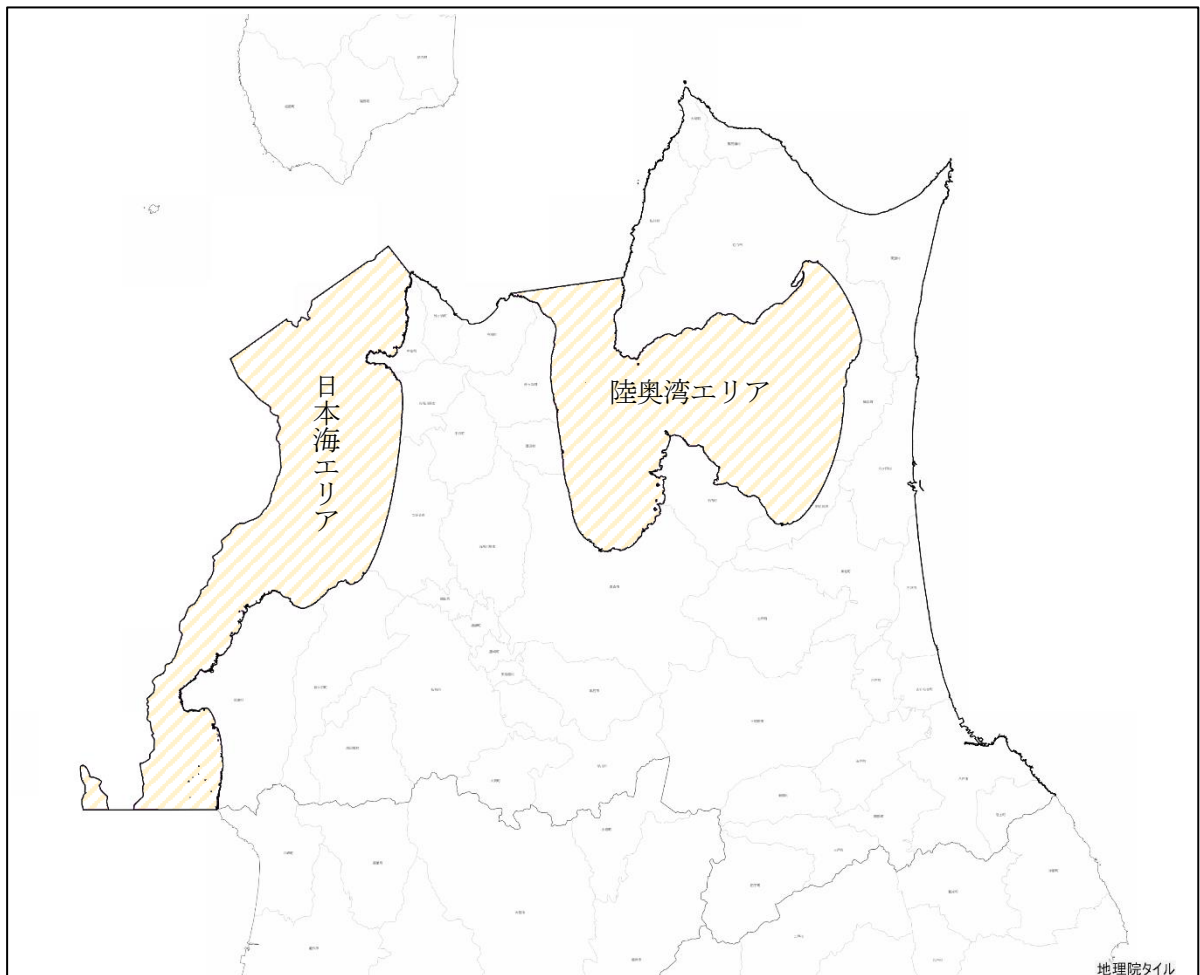


図 3.(1).2 ゾーニング対象エリア（国土地理院白地図を加工）

## (2) エリア区分

	エリア説明	色	エリア名
①	法令等により立地が困難なエリア	赤	立地が困難なエリア
②	①以外で、立地により周辺地域、環境、経済活動等に重大な影響が生じる可能性があり、調整が困難又は特に配慮が必要なエリア	橙	調整が困難又は特に配慮が必要なエリア
③	漁業権を有する漁業者を含む先行利用している利害関係者等との調整や、環境への配慮が必要なエリア	紫	漁業との共存・共生を図るべきエリア
④	県知事の漁業許可等先行利用している利害関係者等との調整や、環境への配慮が必要なエリア	黄	調整又は配慮が必要なエリア

## (3) サブマップの分類

### ア サブマップとして使用する情報

収集した各情報について、サブマップへの使用を検討し、カテゴリを次の 11 分類に再分類した。

- ①自然的状況（自然公園等）
- ②自然的状況（生物）
- ③自然的状況（景観）
- ④社会的情報（港湾・航路）
- ⑤社会的状況（防衛関連施設）
- ⑥社会的状況（環境の保全についての配慮が特に必要な施設）
- ⑦社会的状況（気象レーダー・通信設備等）
- ⑧社会的状況（漁業）
- ⑨社会的状況（文化財等）
- ⑩社会的状況（既設の風力発電所）
- ⑪社会的状況（人と自然とのふれあいの活動の場）

### イ サブマップのエリア区分

アのうち、7分類についてエリア区分を設定し、それぞれに赤、橙、紫、黄のエリアとした。  
なお、保安林、国有林等、その設定範囲が洋上でないものについては、除外した。

要素ごとのエリア区分

	適用順序 (先 → 後)			
	赤	橙	紫	黄
①自然的状況 (自然公園等)	自然公園区域 (普通地域)	—	—	左記以外
②自然的状況 (生物)	—	生物多様性の観点から 重要度の高い海域	—	
	—	鳥獣保護区	—	
(鳥類) ゾーニングマップの解説及び留意事項を参照し、検討する必要がある。				
③自然的状況 (景観)	ゾーニングマップの解説及び留意事項を参照し、検討する必要がある。			
④社会的情報 (港湾・航路)	陸奥湾における 船舶通航帯 (31隻/月以上)	①陸奥湾における 船舶通航帯 (1~30隻/月) ②陸奥湾以外における 船舶通航帯 (31隻/月以上)	—	左記以外
⑤社会的状況 (防衛関連施設)	①車力通信所関連 ②むつ湾掃海訓練海面 ③大湊飛行場管制圏 ④マイクロ局通信伝搬路 ⑤大湊港への進入に係 る船舶通航帯 (月 1~30隻/以上)	三沢飛行場・三沢対地 射爆撃場関連	—	
⑥社会的状況 (環境の保全についての 配慮が特に必要な施設)	沿岸からの距離 500m以内	—	—	
⑦社会的状況 (気象レーダー・通信設備等)	伝搬障害防止区域	—	—	
⑧社会的状況 (漁業)	—	—	区画・定置・共同 漁業権区域内	
⑨社会的状況 (文化財等)				
⑩社会的状況 (既設の風力発電所)				
⑪社会的状況 (人と自然とのふれあいの活動の場)				

#### (4) サブマップ

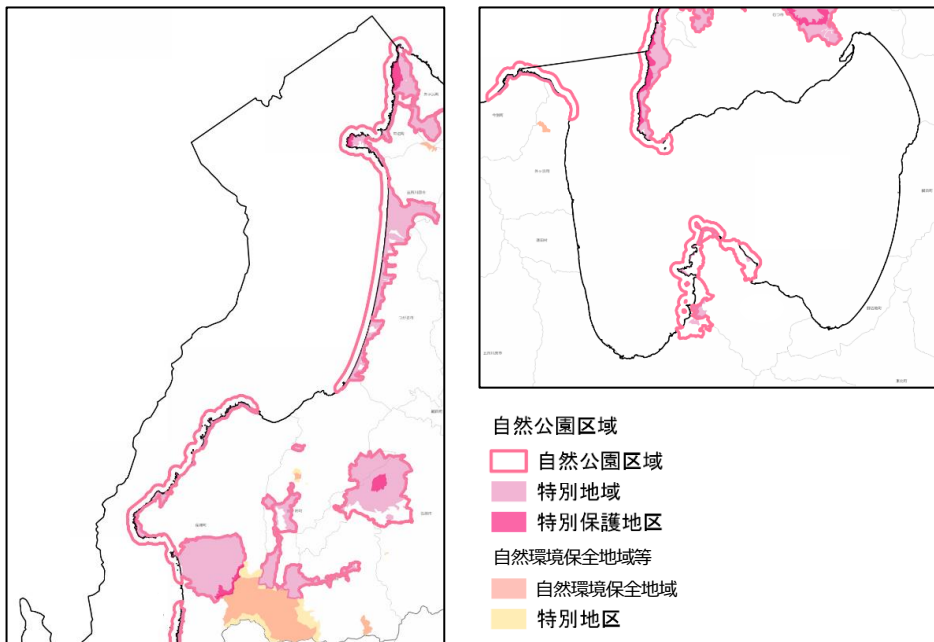
見やすさの観点から、本解説のエリア区分マップでは、黄エリアを着色していない

##### ① 自然的状況（自然公園等）

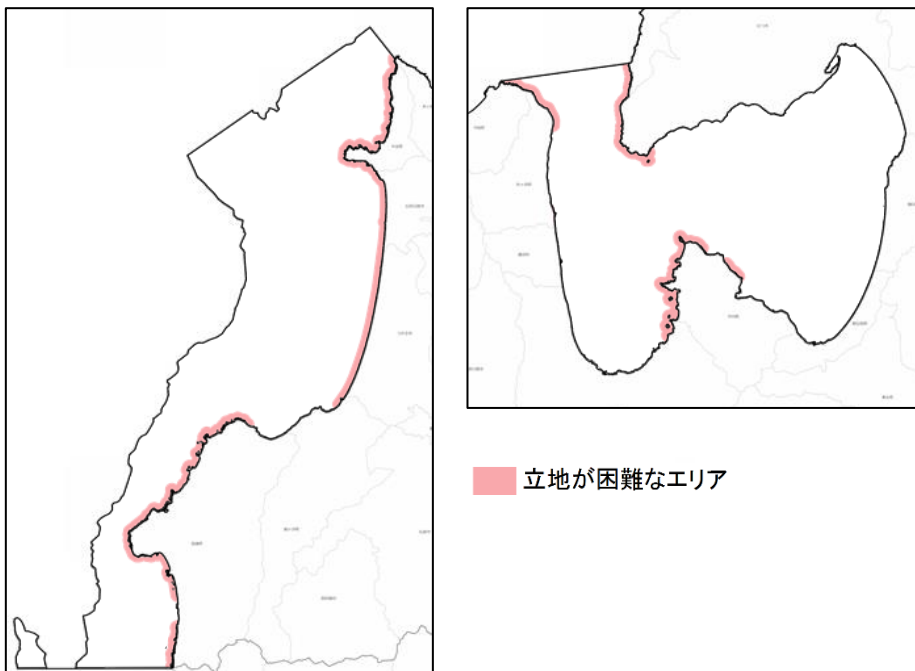
「自然公園区域」は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする自然公園法に基づき指定された自然公園の区域であり、本県における洋上風力発電に係る環境影響評価意見においても「公園の区域内における風力発電設備等の設置を原則として回避すること。」との意見が付されていることから、「立地が困難なエリア」とする。

##### 【サブマップ】

##### ① サブマップ



##### 【エリア区分マップ】

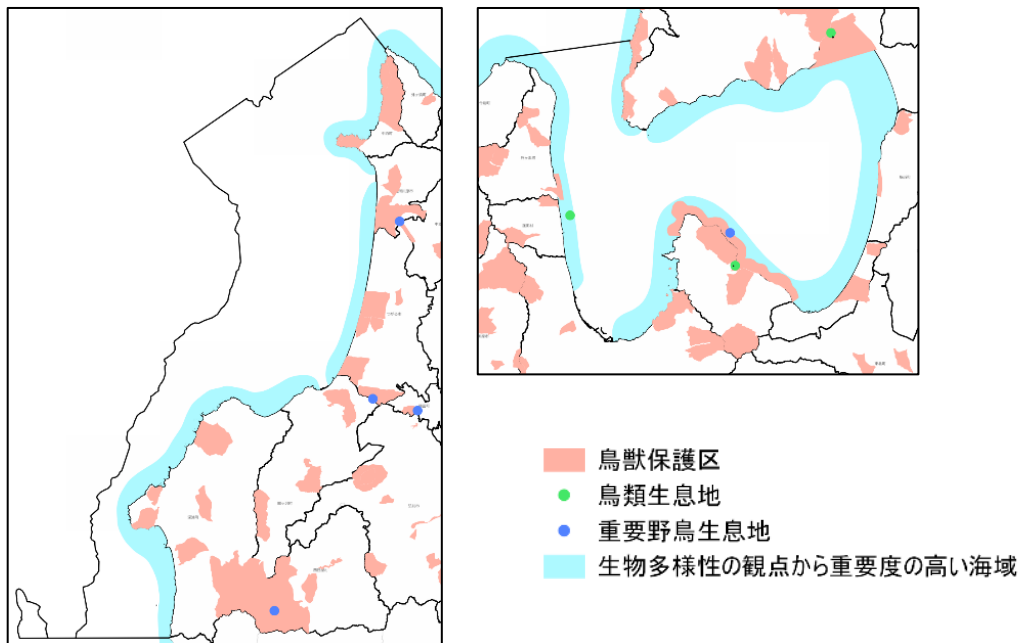


## ②自然的状況（生物）

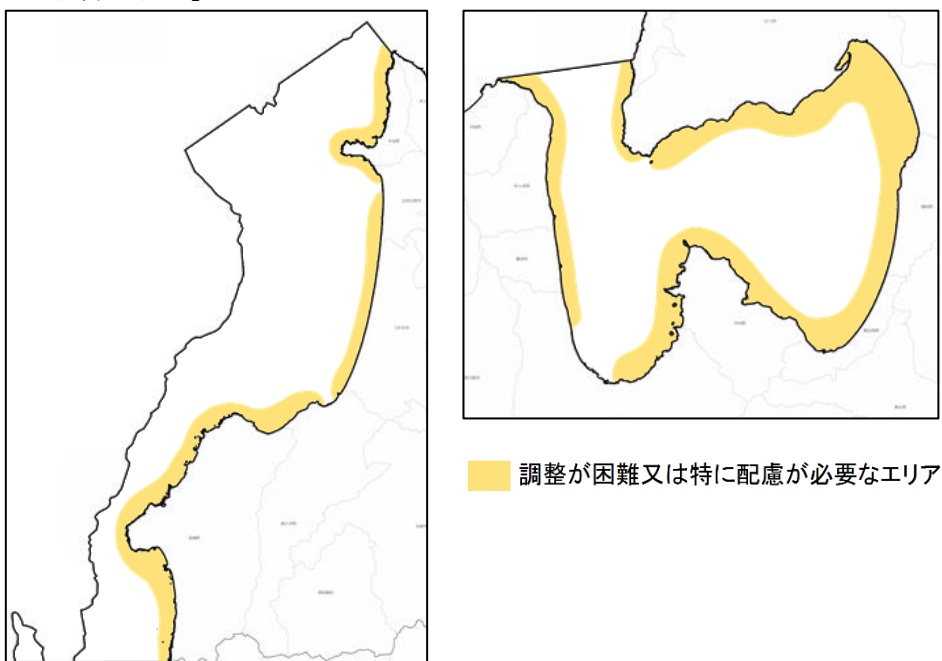
環境省Webページ（生物多様性の観点から重要度の高い海域）によると、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」は、「わが国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的そして客観的に明らかにしたもの」であり、本県における洋上風力発電に係る環境影響評価意見においても調査等の対応が求められていることから、「調整が困難又は特に配慮が必要なエリア」とする。（鳥獣保護区については、重要度の高い海域に内包される。）

なお、鳥類については、別添留意事項に示すほか、着色のない地点においても、様々な生物が生息していることに留意が必要である。

### 【サブマップ】



### 【エリア区分マップ】





### ③自然的状況（景観）

景観情報については、マップに示すことが難しいため、サブマップの作成及びエリア区分の設定は行わない。

なお、自然公園の眺望点等を別添留意事項に示す。

### ④社会的状況（港湾・航路等）

「船舶通航量」は、海上保安庁がAIS（船舶自動識別装置）搭載船舶の位置情報を収集した統計情報であり、位置情報を15秒メッシュに区切って、月毎の出現頻度分布を表している。サブマップでは、2014年1月～12月の「月毎の出現頻度」の最大値を表している。（例：地点Aで〇月に31隻以上、その他の月で1～30隻の場合、地点Aは31隻以上とする。）

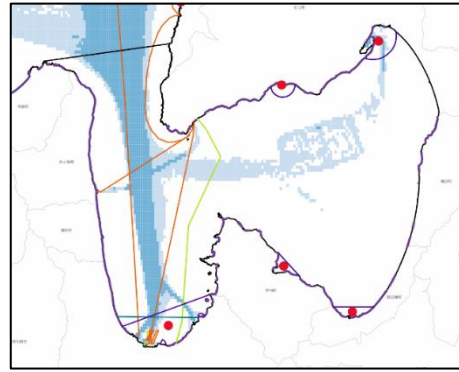
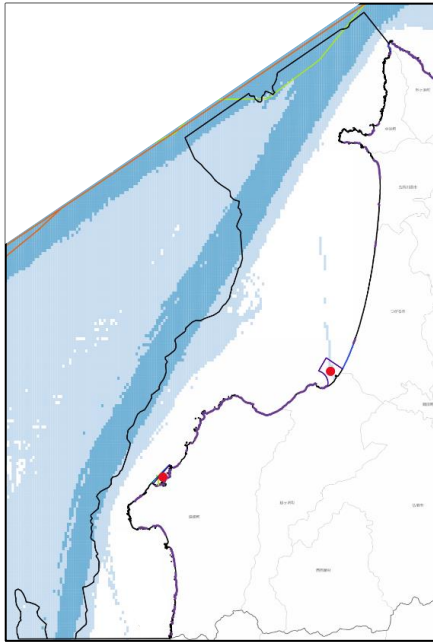
陸奥湾には、青函航路等複数の航路があるとともに、台風等の際、船が避航する場所となっていることから、国の重要港湾である青森港から陸奥湾外への航路と重なる部分等、陸奥湾内の31隻／月以上の通航帯を「立地が困難なエリア」とする。

上記以外の①陸奥湾内の1～30隻／月の通航帯、②陸奥湾以外の31隻／月以上の通航帯は「調整が困難又は特に配慮が必要なエリア」とする。

なお、当該サブマップ定義はAIS搭載船舶に限られることから、着色のない地点においても搭載義務のない船舶（国際航海に従事しない500トン未満の船舶等）が通航していることに留意が必要である。

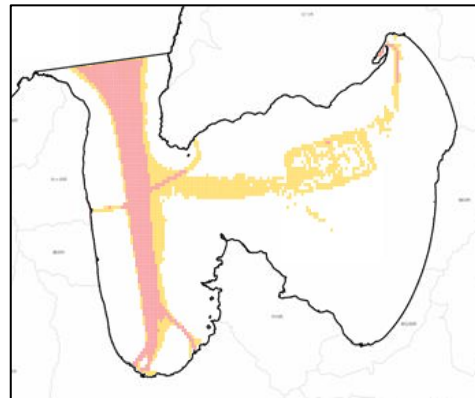
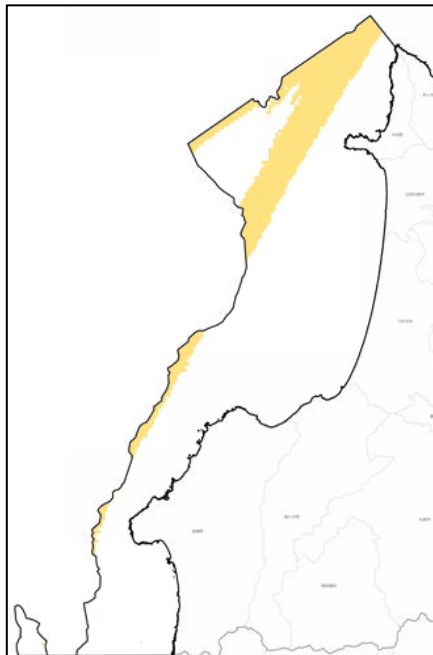
また、いわゆる航路（国土地理院地図や国土数値情報（定期旅客航路データ）等に掲載されている定期旅客航路）については、実際の通航路と一致しないことから、エリア区分の設定に当たっては除外した。

【サブマップ】



- 港湾区域
- 港湾
  - 港湾区域界
  - 港域界
- 航路
- 航路
  - 航路(港則法)
  - 海底輸送管
- 船舶通航量
- 1~30隻
  - 31隻以上
- 海底ケーブル
- 海岸保全施設
- 海岸保全区域

【エリア区分マップ】



- 立地が困難なエリア
- 調整が困難又は特に配慮が必要なエリア

⑤社会的状況（防衛関連施設）

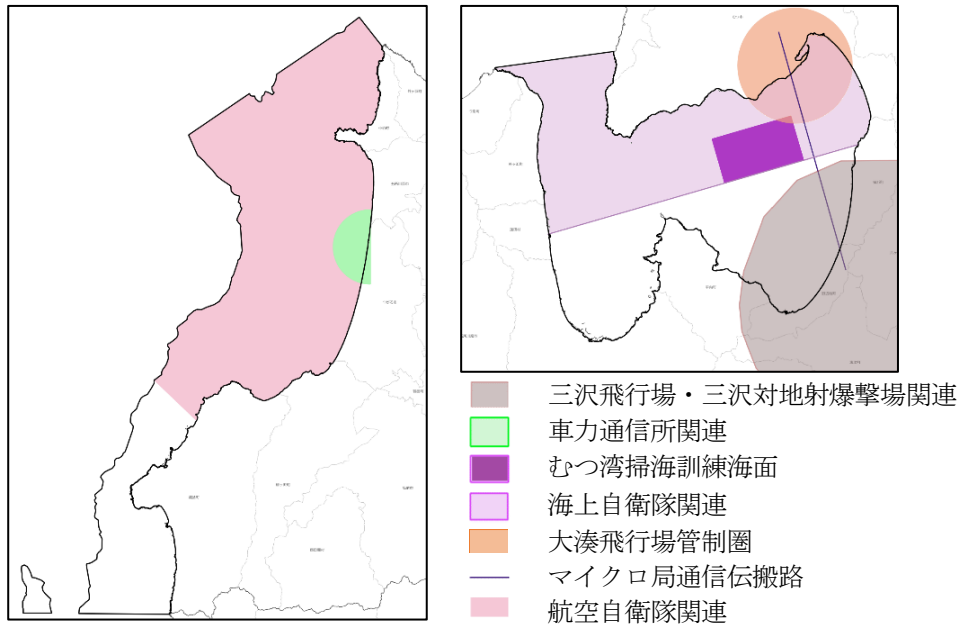
「車力通信所関連」は、航空法第80条に基づく飛行の禁止区域として設定されていることから、「立地が困難なエリア」とする。

「むつ湾掃海訓練海面」は、昭和39年から、海上自衛隊が掃海訓練を継続的に実施しており、移転も極めて困難なことから、「立地が困難なエリア」とする。また、陸奥湾内の船舶通航帯における大湊港への進入に係る船舶通航帯（1～30隻/月以上）については、通航する艦船への影響の大きさに鑑み、「立地が困難なエリア」とする。

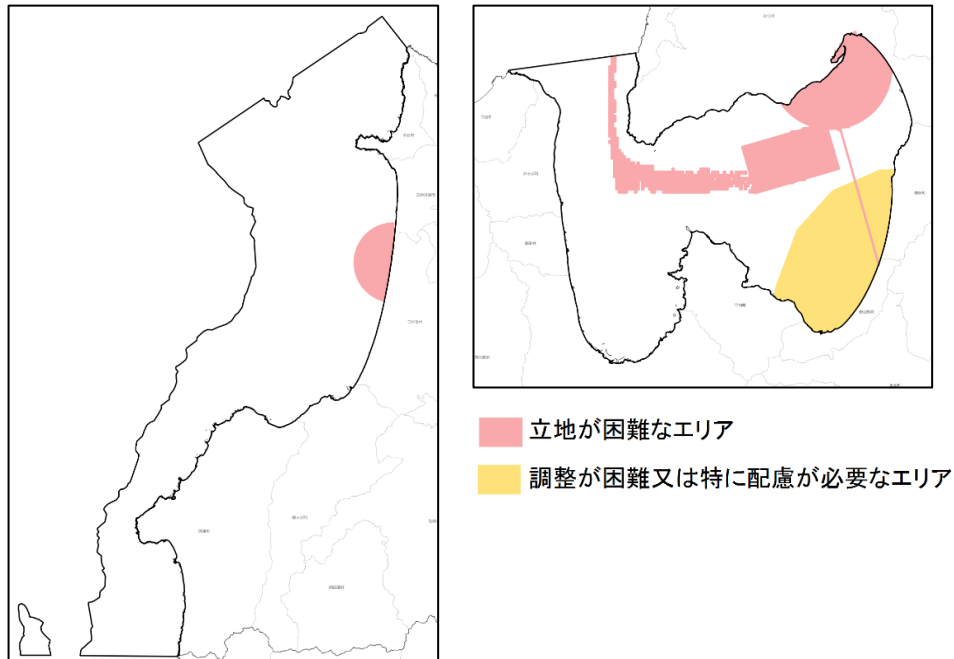
「大湊飛行場管制圏」は、航空機の管制を実施しており、圏内への工作物の設置により、管制業務及び航空交通への支障が生じる恐れがあることから、「立地が困難なエリア」とする。

「三沢飛行場・三沢対地射爆撃場関連」は、風力発電設備が発する電波による航空機の計器等への悪影響を防止するため、「調整が困難又は特に配慮が必要なエリア」とする。

【サブマップ】



【エリア区分マップ】



⑥社会的状況（環境の保全についての配慮が特に必要な施設）

「学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設」の近隣に風力発電設備が設置される場合には騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるところであり、本県における洋上風力発電に係る環境影響評価意見においても調査等の対応が求められていることから、沿岸から一定の離隔距離を確保する必要があると考えられる。このことについては、以下の理由により、沿岸から 500m の範囲を「**立地が困難なエリア**」とする。

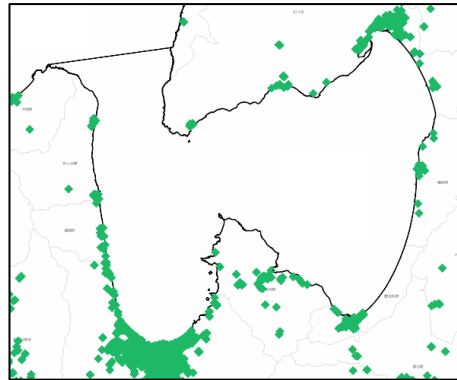
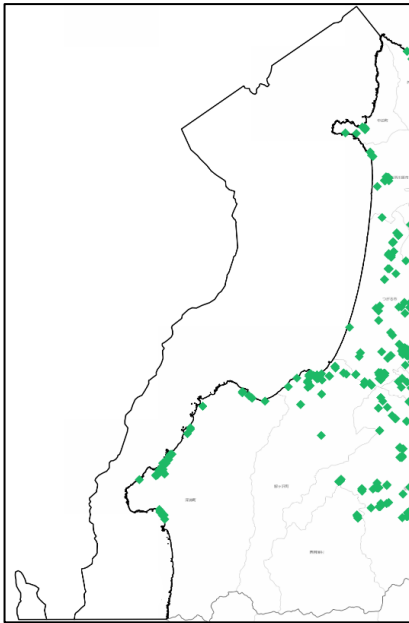
- ・ NEDO の「風力発電導入ガイドブック」では騒音の測定場所を風力発電設備から 500m 以内としていること
  - ・ 環境省の「平成 21 年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」において、開発不可条件として居住地からの距離 500m 未満を設定していること
  - ・ 県内のいくつかの市町村が独自に設置している風力発電設備に係るガイドラインにおいて、数千 kW 規模の風力発電設備については、住宅等から 500m 以上離すことを定めていること
- なお、風力発電所の環境影響評価においては、風車の影（シャドーフリッカー）による影響も考慮する必要があり、影響範囲として、ローター直径の 10 倍の範囲内としている事例や風力発電設備から 1,500～2,000m としている事例があることから留意が必要である。

【参考】

風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例（H25.6 環境省総合環境政策局 環境影響評価課 環境影響審査室）「1. 3. 4 風車の影の調査・予測・評価方法に関する事例」（Ⅱ-38）より抜粋

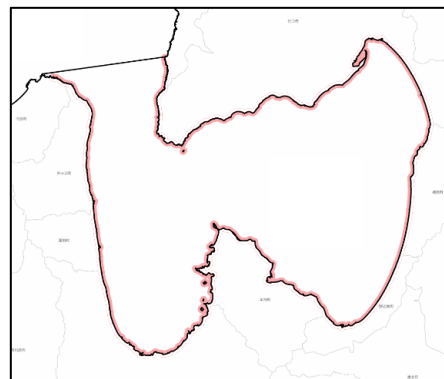
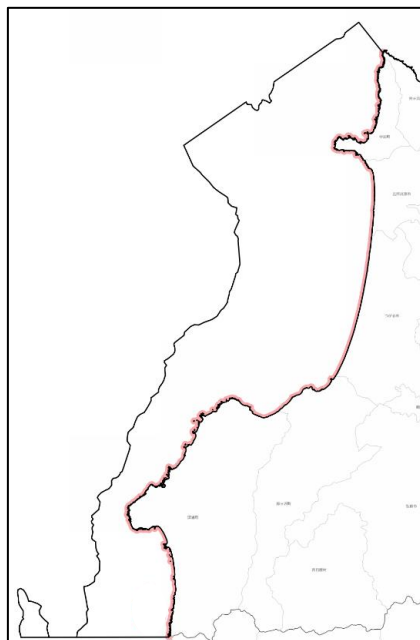
<p>○環境省「基本的な考え方検討会」資料編では、風車の影についての海外事例をいくつか紹介している。</p> <p>○ドイツの風力発電に関するガイドライン(※1)では予測範囲及び予測地点を以下のとおり設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 予測範囲： 1,300m 以内とする。1,300m 以上離れていれば風車の影の問題は生じないと考えられる。</li><li>・ 予測地点： 居間、居住室、宿泊施設、病院及び療養施設の寝室（病室を含む）、学校、大学等の教室、オフィス、練習施設、研究室、トレーニングルーム等の作業室</li></ul> <p>○海外の風力発電所のアセス事例では、予測範囲及び予測地点を以下のとおり設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 予測範囲： 風力発電設備から 1,500～2,000m（デンマーク（※2）） 風力発電設備から 1,300m（カナダオンタリオ州（※3）） 風力発電設備から 900m（英国（※4）） 風力発電設備の可視領域内（米国（※5））</li><li>・ 予測地点： 住居等（米国、カナダオンタリオ州(※3)、カナダプリンスエドワードアイランド州(※6)、英国(※4)、デンマーク(※2)）</li></ul> <p>○デンマーク製の WindPRO の Shadow プログラムを使い、年間を通して風車の影の影響下となる日数、民家数/日をシミュレートしている例が散見された。米国の事例では、調査対象の設定において、前述した風力発電機のローター直径の 10 倍の範囲内に存在する住居・施設としている例がある。</p> <p>※1 「風力発電の許可に関する環境影響評価ガイドライン、平成 18 年」（ラインラント・プファルツ州内務省） ※2 Vindmøller ved Rens Hedegård Plantage (<a href="http://www.blst.dk/Miljoevurdering_og_VVM/VVM_konkrete_sager/VVMprojekterOdense/default.htm">http://www.blst.dk/Miljoevurdering_og_VVM/VVM_konkrete_sager/VVMprojekterOdense/default.htm</a>) ※3 Gray Highlands Plateau Wind Farm (<a href="http://www.iprcanada.com/EA.html">http://www.iprcanada.com/EA.html</a>) ※4 Yelvertoft Wind Farm (<a href="http://www.yelvertoft-windfarm.com/">http://www.yelvertoft-windfarm.com/</a>) ※5 Pacific Wind Energy Project (<a href="http://www.co.kern.ca.us/planning/eirs.asp">http://www.co.kern.ca.us/planning/eirs.asp</a>) ※6 Summerside Wind Farm (<a href="http://www.gov.pe.ca/envengfor/index.php3?number=1011005&amp;lang=E">http://www.gov.pe.ca/envengfor/index.php3?number=1011005&amp;lang=E</a>)</p>
---

【サブマップ】



◆ 学校、医療機関、福祉施設、文化施設

【エリア区分マップ】



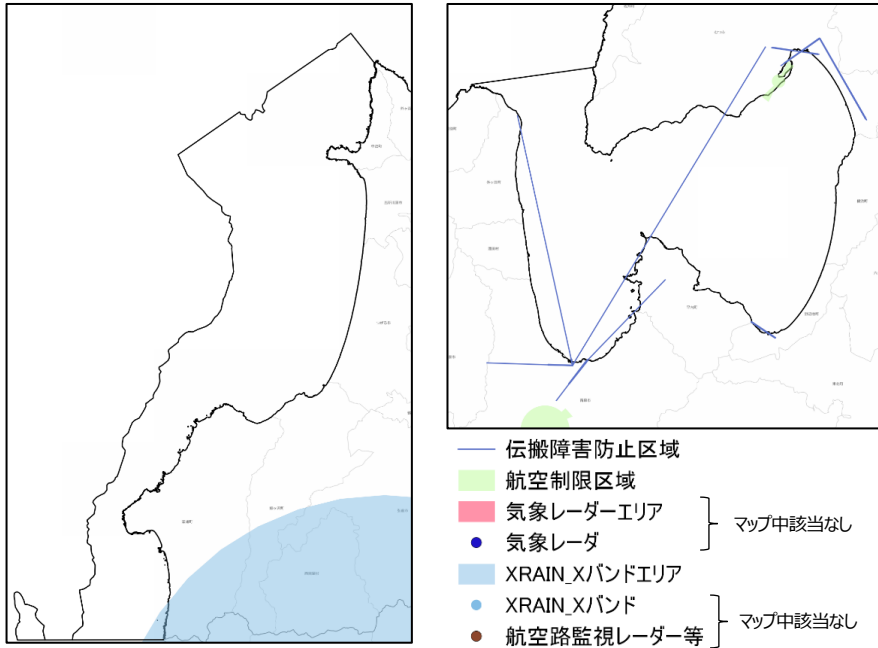
■ 立地が困難なエリア

⑦社会的状況（気象レーダー・通信設備等）

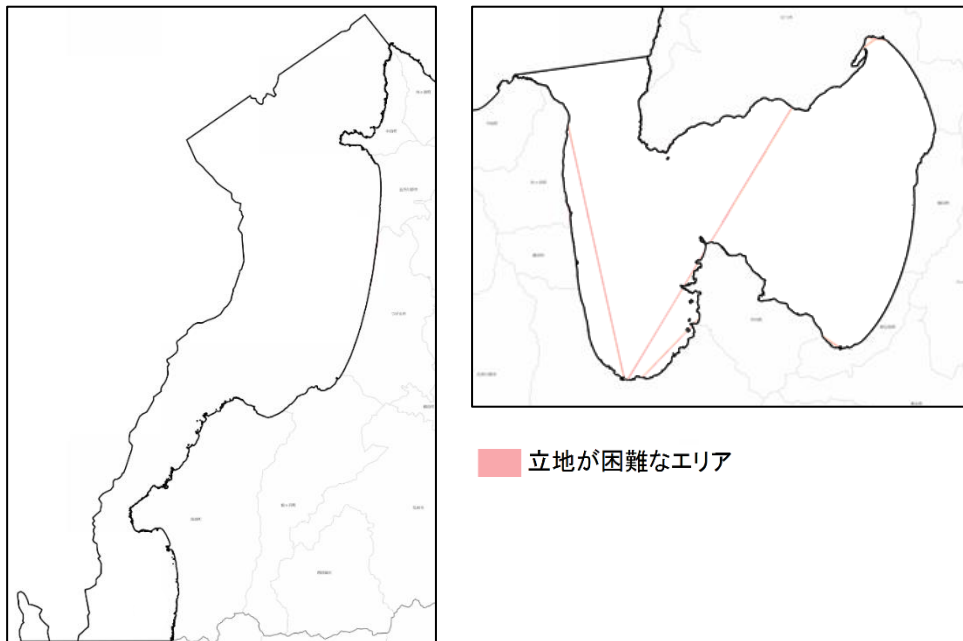
「伝搬障害防止区域」は、重要無線通信を行う無線回線が31mを超える高層建築物等の建築によって突然に遮断されることを未然に防ぐことを目的として設定されている。

当該区域内で31mを超える高層建築物等を建設しようとする場合、建築主は工事着工前に敷地の位置や高さなど、必要な事項を書面により総務大臣に届け出る必要があり、障害原因となると認められた場合、障害原因となると認められる旨の通知を受けた建築主は、工事計画変更等によって障害原因とならない旨の通知を受けたとき、及び免許人との間に協議が調ったときを除き、障害原因となる旨の通知を受けた日から2年間は工事を行ってはならないこととなることから、「立地が困難なエリア」とする。

【サブマップ】



【エリア区分マップ】



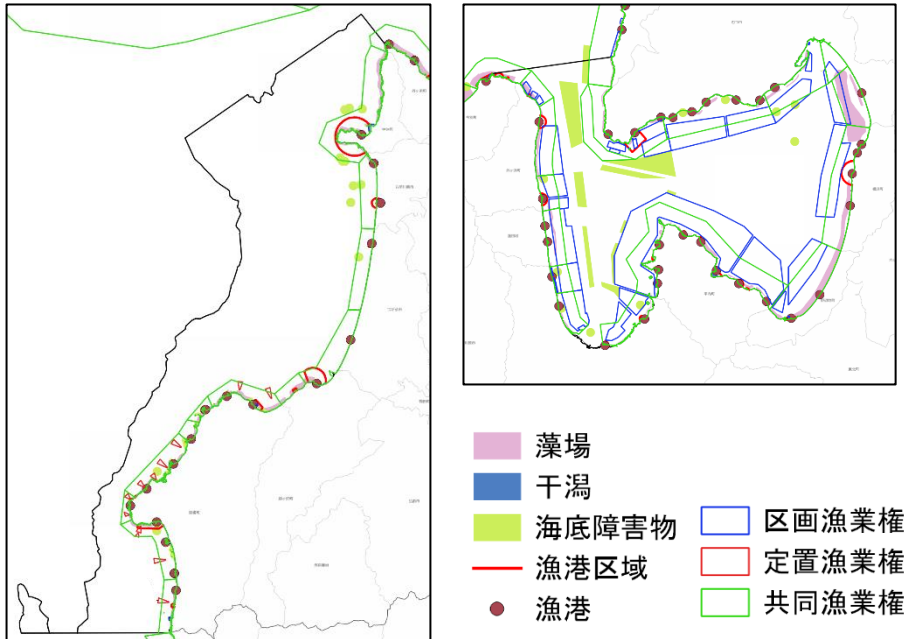
⑧社会的状況（漁業）

「漁業権」は、漁業法により定められている権利であり、①漁具を定置して営む「定置漁業権」、②一定の区域内において養殖業を営む「区画漁業権」、③一定の水面を共同に利用して漁業を営む「共同漁業権」の3種類がある。

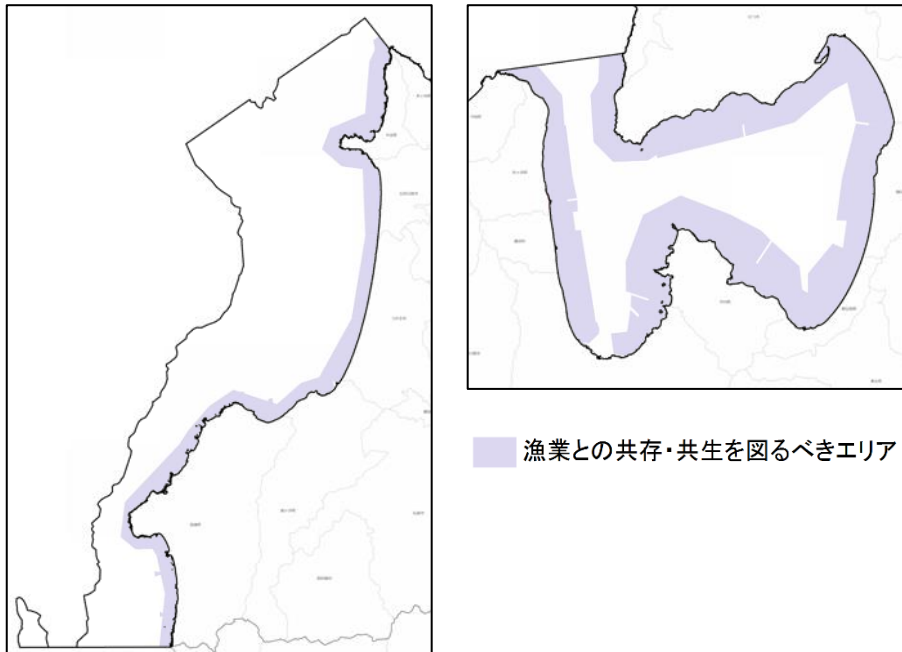
これらの設定されている区域については、漁具や養殖かごが設置されているとともに、漁船等の往来があり、環境への配慮に加え、漁業との共存・共生に向けた漁業権者や漁場整備事業者との調整が必要であることから、「漁業との共存・共生を図るべきエリア」とする。

なお、当該エリア外においても知事許可漁業等が行われており、調整においては留意を要する。

【サブマップ】



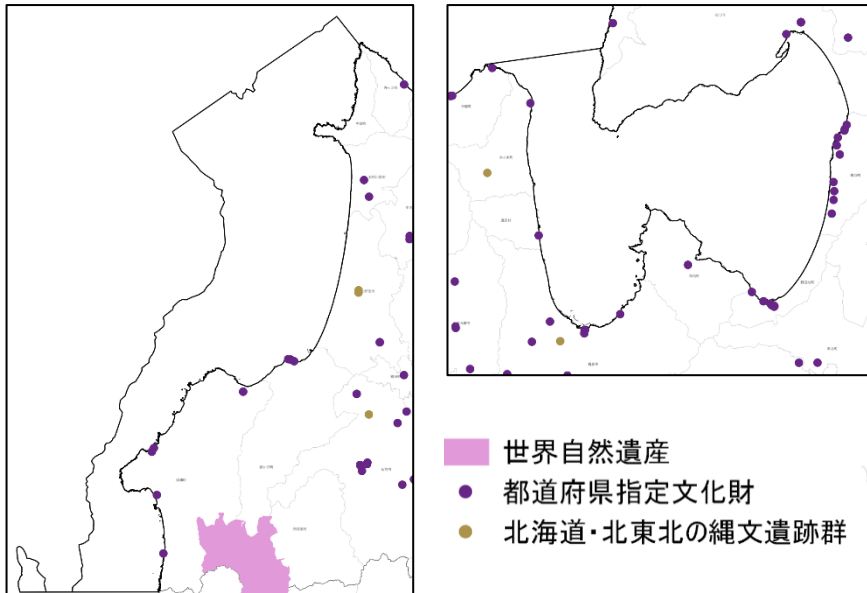
【エリア区分マップ】



⑨社会的状況（文化財等）

洋上に関する地点が存在しないことから、エリア区分は設定しない。  
なお、北海道・北東北の縄文遺跡群に係る眺望点等を別添留意事項に示す。

【サブマップ】



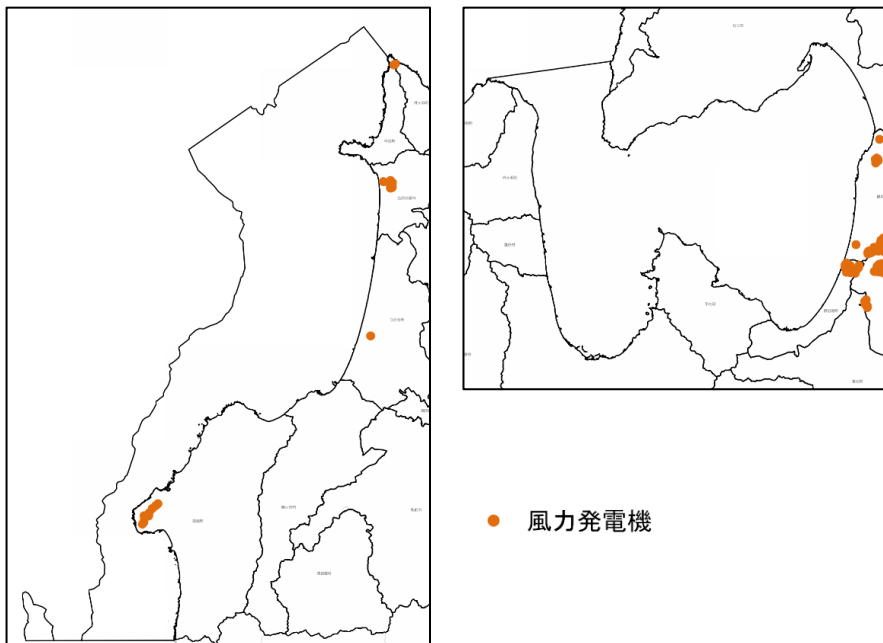
【エリア区分マップ】

設定なし。

⑩社会的状況（既設の風力発電所）

既存の風力発電所の地点は、累積的影響を考慮する際に必要となる。  
サブマップは、平成29年12月31日時点の風力発電所の地点を表している。  
累積的影響は環境アセスメント手続きの中で評価を行うため、エリア区分は設定しない。

【サブマップ】



【エリア区分マップ】

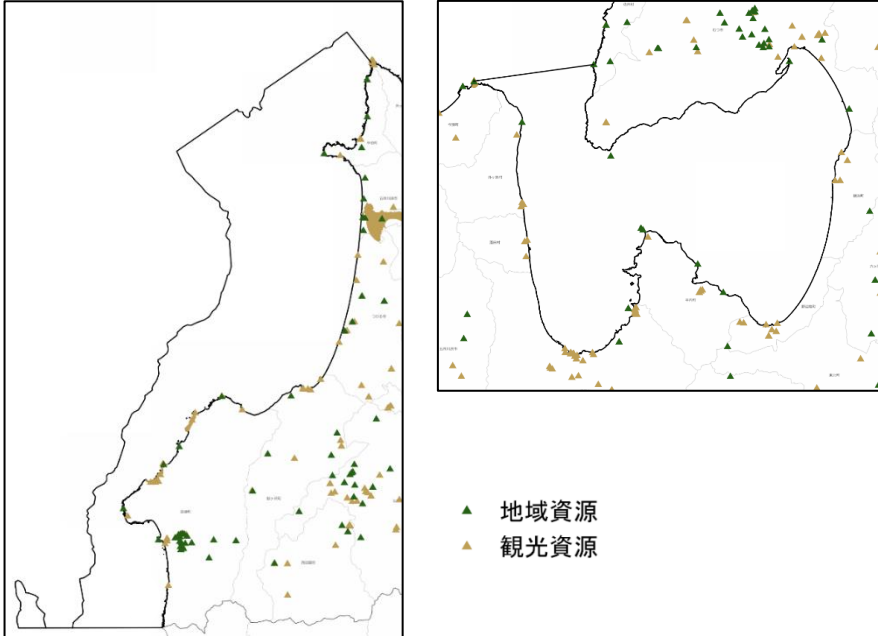
設定なし。



①社会的状況（人と自然とのふれあいの活動の場）

国土数値情報地域資源情報及び観光資源情報の分布を示す。  
個別の地点ごとに重要度等が異なるため、エリア区分は設定しない。  
なお、一部地点について景観に係る留意事項と重複している。

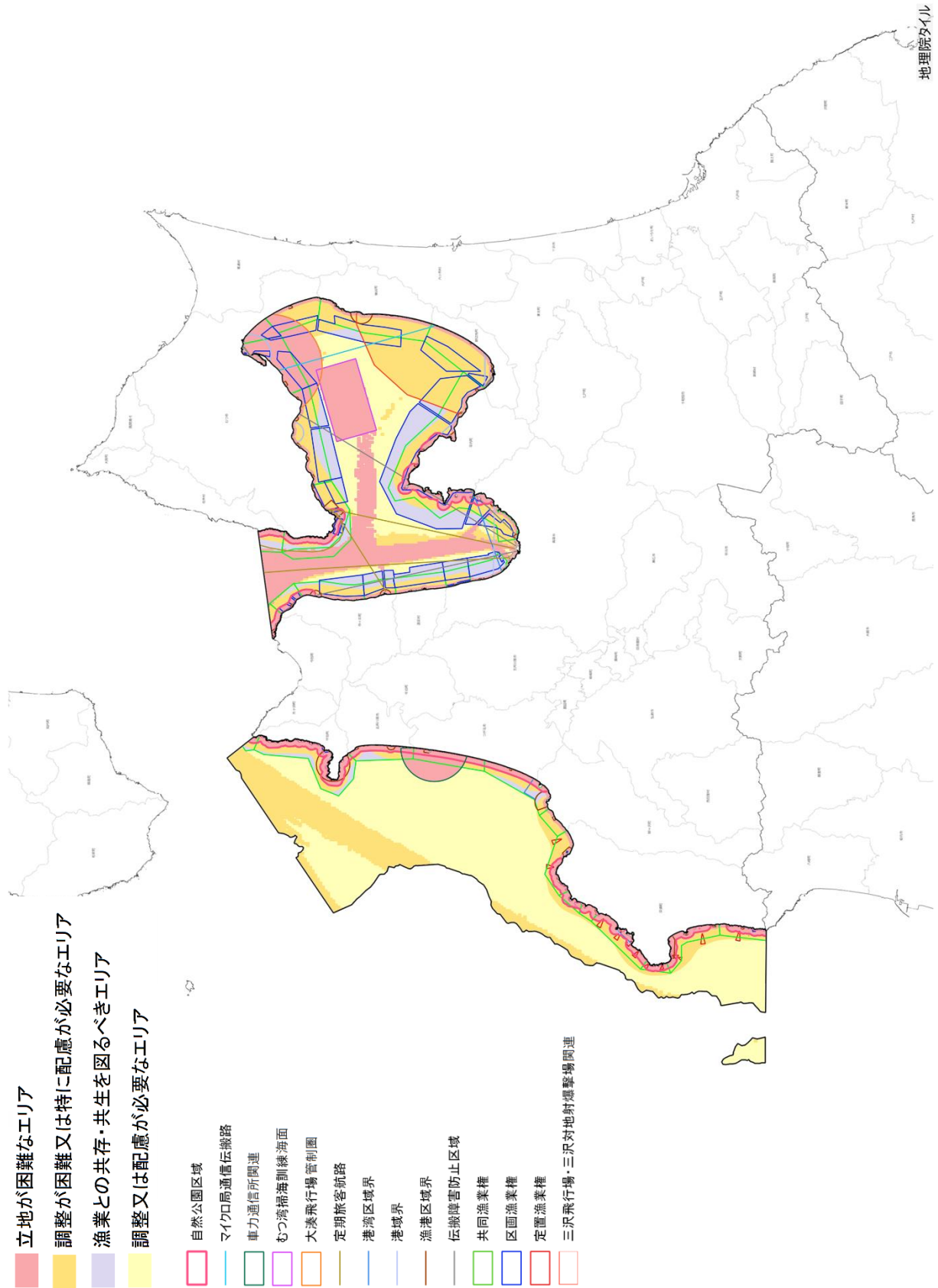
【サブマップ】



【エリア区分マップ】

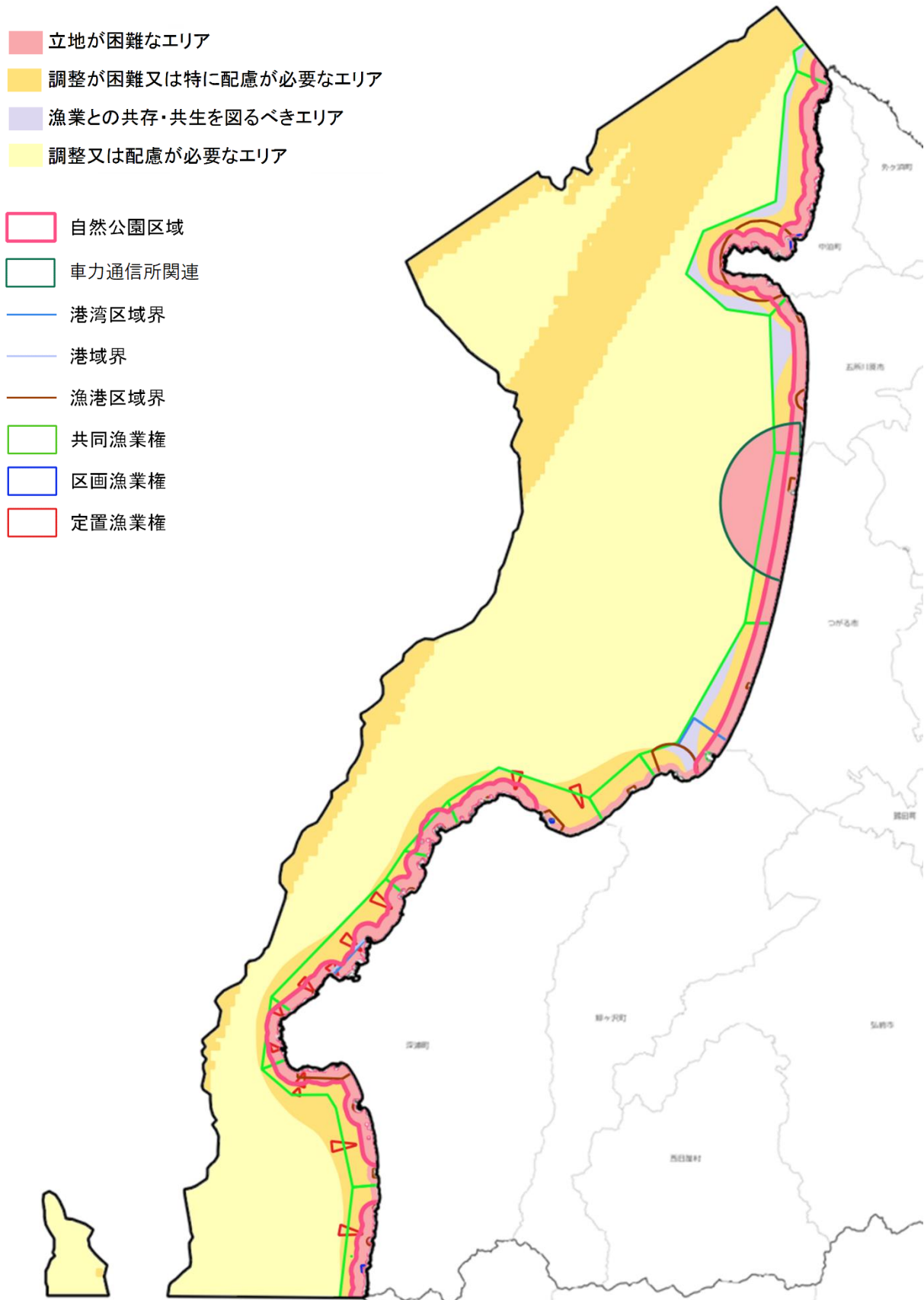
設定なし。

(参考1 主要要素のアウトラインとエリア区分 (全県))



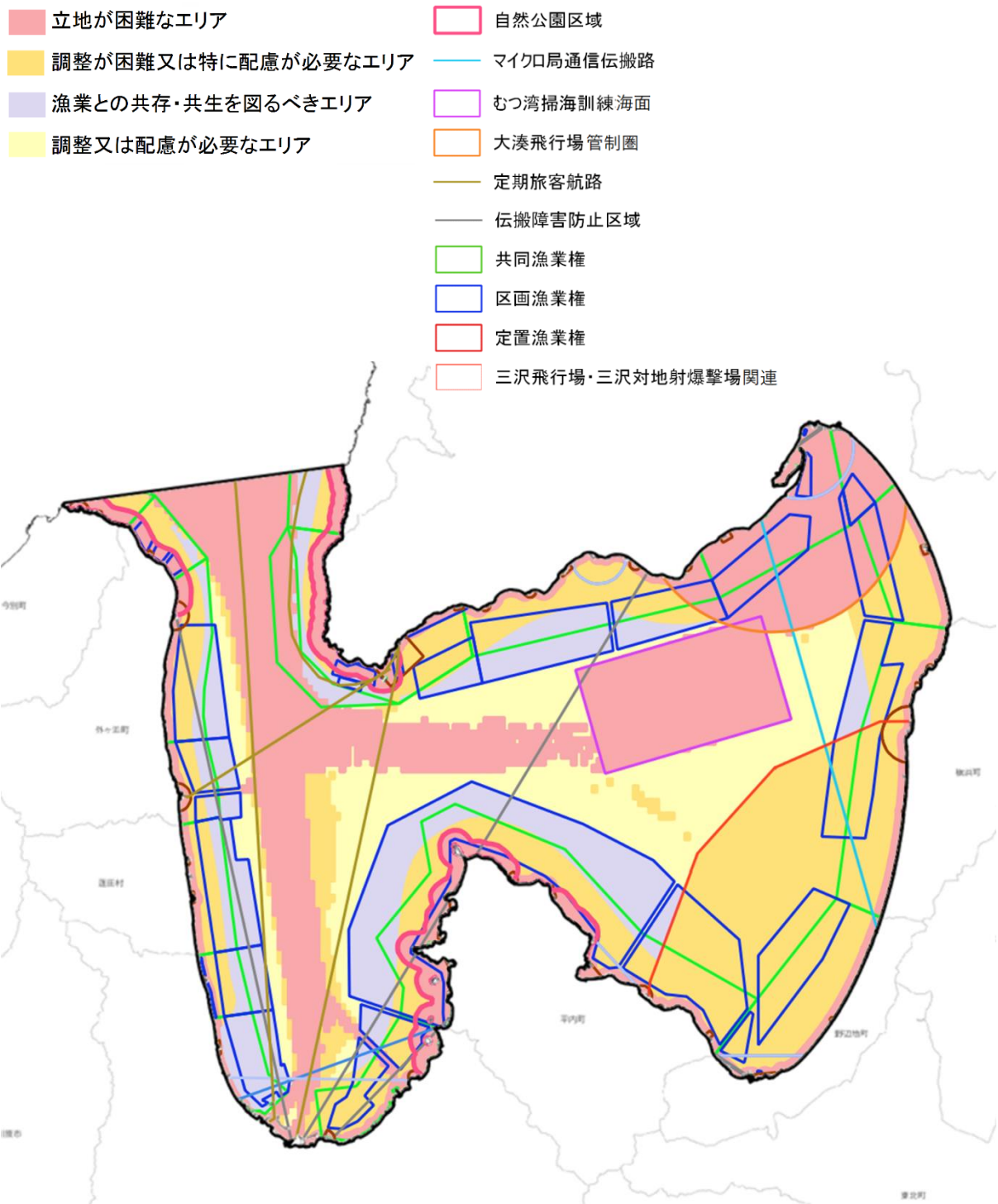
※別途、サブマップ等の情報に留意すること。

(参考2 主要要素のアウトラインとエリア区分 (日本海))



※別途、サブマップ等の情報に留意すること。

(参考3 主要要素のアウトラインとエリア区分 (陸奥湾))



※別途、サブマップ等の情報に留意すること。

(参考4 サブマップとエリア区分に係る収集対象資料及び出典一覧)

凡例 ○：使用 空白：使用せず -：本県に該当なし ×：データ利用不可

分類 (サブマップ名称)	エリア区分 への採否	サブマップへの 項目採否	サブマップへ利用する 項目(候補)名	データ利用 採否・可否	収集対象資料及び出典
気象条件			年平均風速	○	年平均風速(独自試算)
			季節別平均風速	○	季節別平均風速(独自試算)
			年平均波高	×	NEDO「洋上風況マップ(有義波高)」
			年平均周期波高	×	NEDO「洋上風況マップ(エネルギー周期)」
			風配図		NEDO「洋上風況マップ(風況詳細(風配図))」
			風速階級別出現頻度		NEDO「洋上風況マップ(風況詳細(風速階級別出現頻度))」
			年平均流速		海上保安庁「海洋台帳(海流)」
			極値風速		新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)「日本型風力発電ガイドライン台風・乱流対策編」
			台風データ		気象庁「過去の台風資料(台風経路図)」
			流氷	-	第一管区海上保安本部 海氷情報センター
		NOWPHASの観測点		国土交通省 港湾局「全国港湾海洋波浪情報網(NOWPHAS)波浪観測地点」	
基礎的地形		○	地理院地図	○	国土交通省「地理院地図(白地図)」
			水深	○	海上保安庁「海洋台帳(水深)」
		○	海岸線	○	国土交通省「国土数値情報(海岸線)」
		○	等深線	○	海洋保安庁「海洋台帳(等深線)」
		○	底質	○	海上保安庁「海洋台帳(底質)」
自然的状況 (生物)	○	○	鳥獣保護区	○	国土交通省「国土数値情報(鳥獣保護区)」
		○	鳥類生息地	○	海上保安庁「海洋台帳(鳥類生息地)」
		○	重要野鳥生息地	○	日本野鳥の会「重要野鳥生息地(IBA)」
	○	○	生物多様性の観点から 重要度の高い海域	○	環境省「生物多様性の観点から重要度の高い海域」
			渡り鳥		環境省「鳥類に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」
				環境省「平成26年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書」	
				○	環境省「EADAS(センシティブディマップ)」
				○	環境影響評価 環境大臣意見
				○	環境影響評価 青森県知事意見
			海鳥コロニーデータ ベース	×	環境省「海鳥コロニーデータベース」
			希少な野生生物		青森県「青森県の希少な野生生物」
		海洋生物(重要な種)		環境省「レッドリスト2017」	
				環境省「海洋生物レッドリスト」	
				水産庁「海洋生物レッドリスト」	
		ウミガメ産卵地	-	海上保安庁「海洋台帳(ウミガメ産卵地)」	
		海獣類生息地	-	海上保安庁「海洋台帳(海獣類生息地)」	
		哺乳類生息地	-	海上保安庁「海洋台帳(哺乳類生息地)」	
自然的状況 (自然公園 等)	○	○	自然公園区域	○	国土交通省「国土数値情報(自然公園区域)」
		○	自然環境保全地域	○	国土交通省「国土数値情報(自然保全地域)」 青森県「自然環境保全地域等指定一覧表」
			国有林		国土交通省「国土数値情報(森林地域)」
			保安林		国土交通省「国土数値情報(森林地域)」
			ラムサール条約湿地		環境省「ラムサール条約と条約湿地」
			日本の重要湿地500		環境省「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」
			森林地域		国土交通省「国土数値情報(森林地域)」
			保護水面		環境省「EADAS(保護水面)」 青森県「海面漁業調整規則」
			海岸保全基本計画		青森県「津軽沿岸海岸保全基本計画」
					青森県「下北・八戸沿岸海岸保全基本計画」
					青森県「陸奥湾沿岸海岸保全基本計画」
			重要里地里山		環境省「生物多様性保全上重要な里地里山」
			生息地等保護区	-	環境省「生息地等保護区一覧」
			自然再生事業対象区域	-	環境省「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」

分類 (サブマップ名称)	エリア区分 への採否	サブマップへの 項目採否	サブマップへ利用する 項目(候補)名	データ利用 採否・可否	収集対象資料及び出典
自然的状況 (景観)			主要な眺望点	○	国土交通省「国土数値情報(地域資源)」
				○	津軽国定公園 公園計画
				○	下北半島国定公園 公園計画
				○	浅虫夏泊県立自然公園 公園計画
				○	環境影響評価 環境大臣意見
				○	環境影響評価 青森県知事意見
				○	青森県「ふるさと眺望点」 青森県観光連盟青森県観光情報サイト「アプティ ネット」
			景観計画区域(景観重点 地区)		国土交通省「国土数値情報(景観計画区域)」
		-	景観地区・準景観地区	-	国土交通省「国土数値情報(景観地区・準景観地 区)」
自然的状況 (その他)			植生自然度図		環境省「生物多様性センター(現存植生図)」
			海洋地質		産業技術総合研究所「地質調査総合センター地質 図Navi(海洋地質図<<1:20万 海底地質図>>)」
			海岸線種類		海上保安庁「海洋台帳(海岸線種類)」
			河川		国土交通省「国土数値情報(河川)」
			水質		青森県「平成27年度公共用水域及び地下水の水質 測定結果」
			-	海域火山DB	-
社会的状況 (漁業)	○	○	漁業権	○	海上保安庁「海洋台帳(共同・区画・定置漁業権)」
		○	藻場	○	海上保安庁「海洋台帳(藻場)」
		○	干潟	○	海上保安庁「海洋台帳(干潟)」
		○	魚礁	○	海上保安庁「海洋台帳(海底障害物(エリア))」
		○	漁港区域、漁港	○	国土交通省「国土数値情報(漁港)」 青森県「漁港位置図」
社会的状況 (港湾・航路 等)		○	港湾区域	○	国土交通省「国土数値情報(港湾)」
		○	航路	○	海上保安庁「海洋台帳(航路(港則法))」
		○		○	国土交通省「地理院地図」
		○		○	国土交通省「国土数値情報(航路)」
		○		-	海上保安庁「海洋台帳(航路(海交法))」
		○	海底輸送管	○	海上保安庁「海洋台帳(海底輸送管)」
		○	海底ケーブル	○	海上保安庁「海洋台帳(海底ケーブル)」
		○	海岸保全区域	○	国土交通省「国土数値情報(海岸線)」
		○	海岸保全施設	○	国土交通省「国土数値情報(海岸保全施設)」
	○	○	船舶通航量	○	海上保安庁「海洋台帳(船舶通航量)」
					青森県「漁船統計(海水動力漁船の根拠地別・船 型(大きさ)別隻数調)」
			海底障害物(ポイント)		海上保安庁「海洋台帳(海底障害物(ポイント))」
			検疫錨地		海上保安庁「海洋台帳(検疫錨地)」
			沈船(エリア)	-	海上保安庁「海洋台帳(沈船(エリア))」
			指定錨地(エリア)	-	海上保安庁「海洋台帳(指定錨地(エリア))」
		投棄区域	-	海上保安庁「海洋台帳(投棄区域)」	
		港則法びょう地	-	海上保安庁「海洋台帳(港則法びょう地)」	
		港則法区域	-	海上保安庁「海洋台帳(港則法区域)」	
		用途地域		国土交通省「国土数値情報(用途地域)」	
社会的状況 (文化財等)			史跡	×	海上保安庁「海洋台帳(史跡)」
			名勝	×	海上保安庁「海洋台帳(名勝)」
		○	天然記念物	×	海上保安庁「海洋台帳(天然記念物)」
		○	世界自然遺産地域	○	国土交通省「国土数値情報(世界遺産)」
		○	縄文遺跡群	○	北海道・北東北の縄文遺跡群
			遺跡地図		青森県「青森県遺跡地図」
			国指定文化財		文化庁「国指定文化財等データベース」
			都道府県指定文化財		国土交通省「国土数値情報(都道府県指定文化財)」
		文化財		青森県「国・県指定文化財一覧」	
		世界文化遺産	-	国土交通省「国土数値情報(世界文化遺産)」	

分類 (サブマップ名称)	エリア区分 への採否	サブマップへの 項目採否	サブマップへ利用する 項目(候補)名	データ利用 採否・可否	収集対象資料及び出典
社会的状況 (インフラ等)			送電線	×	東北電力「電力系統(特別高圧)の状況」
			海上インフラ情報		海上保安庁「海洋台帳(海底ケーブル)」
				海上保安庁「海洋台帳(海上構造物)」	
				海上保安庁「海洋台帳(海底ケーブル区域)」	
			アクセス性・インフラ条件情報		国土地理院「数値地図(発電所・変電所・送電線)」
			変電所	×	東北電力「電力系統図」
		道路		国土交通省「国土数値情報(道路)」	
社会的状況 (防衛関連施設)			レーダー(自衛隊・在日米軍)		防衛省「航空自衛隊(基地)」
			米軍演習区域		海上保安庁「海洋台帳(米軍演習区域)」
			自衛隊・米軍基地		防衛省「陸上自衛隊(東北方面隊駐屯地一覧)」
				防衛省「航空自衛隊(基地)」	
				防衛省「海上自衛隊(基地)」	
				防衛省・自衛隊「在日米軍施設・区域の状況」	
		自衛隊射撃訓練等海上区域		防衛省・自衛隊「海上自衛隊射撃訓練等区域」	
○	○	防衛関連施設	○	(東北防衛局からの情報提供)	
社会的状況 (既設の風力 発電所)			既設の風力発電所	○	国土交通省「国土数値情報(発電施設)」
				NEDO 新エネルギー部「日本における風力発電設備・導入実績」	
		○	既設の風力発電設備	○	国土交通省 大阪航空局「風力発電機位置情報」
			洋上風力発電(実施・計画)		海上保安庁「海洋台帳(洋上風力発電(実施・計画))」
		計画中の風力発電所		環境省「環境影響評価法に基づく手続中の環境アセスメント事例」	
社会的状況 (環境の保全 についての配慮 が特に必要な 施設)	○	○	学校、病院その他環境の 保全についての配慮が 特に必要な施設	○	国土交通省「国土数値情報(学校)」
				○	国土交通省「国土数値情報(医療機関)」
				○	国土交通省「国土数値情報(福祉施設)」
○	国土交通省「国土数値情報(文化施設)」				
		(なし)	風力発電設備に係る市 町村ガイドライン	○	(風力発電設備に係る市町村ガイドライン)
社会的状況 (人と自然との ふれあいの 活動の場)		○	人と自然とのふれあいの 活動の場	○	国土交通省「国土数値情報(地域資源)」
				○	国土交通省「国土数値情報(観光資源)」
					環境省「国立公園の公園計画書及び公園計画図等資料一式」
社会的状況 (気象レーダー・ 通信設備 等)		○	気象レーダー	○	気象庁「気象レーダー」
				○	国土交通省「XRAIN」
		○	航空制限区域	○	国土交通省「国土地理院(空港等の周辺空域(航空局))」
		○	レーダー(航空路)	○	国土交通省「航空路監視レーダー(ARSR)等の配置及び覆域図」
			地上デジタル放送エリア・中継局	×	一般社団法人放送サービス高度化推進協会「放送エリアのめやす」
	○	伝播障害防止区域	○	総務省「伝播障害防止区域図縦覧」	